相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県上越市頸城区西福島九四七番地
二、最後の住所新潟県上越市頸城区西福島九四七番地五　被相続人　亡　芝田　政雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十日
新潟県上越市安江一丁目二番二三号
相続財産管理人　司法書士　江口　尚也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県加茂市寿町一六五〇番地二、最後の住所新潟県加茂市寿町九番一三号
被相続人　亡　真柄　静夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十日
事務所新潟県三条市新堀一三八一番地三
相続財産管理人　司法書士　中村　一義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜市長良八八四番地の二、最後の住所不明　被相続人　亡　中村　きく

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十日
事務所岐阜市西中島一丁目四番六号
相続財産管理人　島田　遵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県瀬戸市萩山台四丁目一番、最後の住所愛知県瀬戸市萩山台四丁目一番二〇五号
被相続人　亡　青﨑　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十日
愛知県名古屋市中区丸の内一丁目四番一二号アレックスビル二階D室城南法律事務所
相続財産管理人　弁護士　加藤　淳也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県蒲生郡日野町大字音羽三八四番地、最後の住所滋賀県蒲生郡日野町大字西大路一二六番地四　被相続人　亡　水谷　善彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十日
事務所滋賀県彦根市船町二番一三号大沢船町ビル二階たちばな法律事務所
相続財産管理人　弁護士　見當　正晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県安芸市桜ケ丘町三一四二番地一、最後の住所滋賀県甲賀市甲南町深川一四六〇番地三八　被相続人　亡　安岡　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十日
滋賀県大津市粟津町四番九号ステーションプラザ二階石山法律事務所
相続財産管理人　弁護士　相馬　宏行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県大津市別保三丁目一四六六番地三、最後の住所滋賀県大津市富士見台二六番一〇号　被相続人　亡　市川　文敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十日
事務所滋賀県大津市京町三丁目五番一一号京町第六森田ビル四階オアシス法律事務所
相続財産管理人　弁護士　片山　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県奈良市西木辻町四七番地、最後の住所不明　被相続人　亡　中山楢ウメ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十日
大阪市中央区常盤町二丁目三番一六号髙木産業ビル五階フェアリー・ウェル法律事務所　相続財産管理人　弁護士　伊藤　俊文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市長田区腕塚町三丁目五番、最後の住所神戸市長田区腕塚町三丁目五番一六号
被相続人　亡　佐藤　正子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十日
神戸市中央区三宮町二丁目一一―一　センタープラザ西館五〇一号
相続財産管理人　弁護士　森　有美

無縁墳墓等改葬公告

境内整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年九月十日
一、墳墓等所在地　山形県山形市蔵王成沢一五四
一、墳墓等の名称　常善寺境内墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　側面に「上町　常盤屋庄八」と記銘　その他全て不詳

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成26年9月10日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社テークスグループ　②東京都知事(1)91405　③代表取締役　山本勝三　④東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地　株式会社東京衡機　代表取締役　山本勝三

一、改葬を行おうとする者　山形県山形市蔵王成沢一五四　宗教法人常善寺　代表役員代務者　大楯　英順

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年九月十日
一、墳墓等所在地　東京都港区芝公園三丁目五番地二四号
一、墳墓等の名称　光寶寺墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳　武井家　加藤家　伊藤家　山田家　阿部家　長岡家　稲垣家　斉藤家　杉山家　坂本家　松井家　岩作家　田中家　渡辺家　大久保家　白井家　後藤家　宮井家　毛賀澤家　野村家　原家　松野家　若菜家　藤桶家　六ッ崎家　高麗家　遠州屋家　信濃屋家　磯崎家　金崎家　中村家　羽田家　梶川家　小澤家　高田家　青木家　西田家　鈴木家　伊藤家　田代家　守本家　谷家　村松家　宮崎家　浅野家　清水家　村井家　菱屋家　矢野家　玉川家　木田家　窪寺家　小田原藩家　平野屋家　幻雪童子　他不詳二十二基
一、改葬を行おうとする者　東京都港区芝公園三丁目五番地二四号　宗教法人光寶寺　代表役員　福井　寛隆